

国住街第254号  
平成24年3月30日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する  
建築基準法第48条ただし書き許可の運用について（技術的助言）

下水処理場から排出される下水汚泥が発酵する際に発生する消化ガスは可燃性ガスに該当することから、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条の規定により、その製造事業を営む工場は、準工業地域等における立地が制限されている。

消化ガスを始めとした化石燃料に由来しない循環型エネルギーであるバイオガスは「エネルギー基本計画」（平成22年6月18日閣議決定）や「バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）」に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に位置づけられ、今後、その積極的な製造・活用が期待されているところであり、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において法第48条に基づく可燃性ガスの製造事業を営む工場に対する規制に関して「準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外」することとされたところである。

今般、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の5第2号によりガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業として行われる可燃性ガスの製造が準工業地域内で営むことができることを踏まえ、ガス事業法第38条第2項に規定する準用事業者が行う下水処理場における可燃性ガスの製造事業を営む工場が準工業地域において容易に立地できるよう、一般ガス事業又は簡易ガス事業の事業特性及び安全性の担保措置等を考慮し「可燃性ガスの製造事業を営む工場に該当する下水処理場のバイオガス製造工場に対する建築基準法第48条ただし書き許可準則」を下記の通り定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

また、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

## 記

可燃性ガスの製造事業を営む工場に該当する下水処理場の  
バイオガス製造工場に対する建築基準法第 48 条ただし書き許可準則

### 第 1 許可方針

1. ガス事業法第 38 条第 2 項の規定に基づく準用事業者が行う下水処理場における可燃性ガスの製造事業を営む工場が第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域に存する地方公共団体が所有する下水処理場等の敷地内に立地する場合において、第 2 の許可基準に適合し、かつ、個別に、当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認められる場合に許可の対象とするものとする。
2. 可燃性ガスの製造事業を営む工場であるか否かは、当該可燃性ガス製造の目的や製造工程等から総合的に判断することとし、実証実験的に実施するなど事業として営まないものについては可燃性ガスの製造事業を営む工場には該当しない。

### 第 2 許可基準

ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業は、日常生活に不可欠なエネルギーであるガスを供給する義務を負っていることから、各種法体系に基づく高い安全性確保等を前提に、準工業地域等の一般住居に近接する地域での可燃性ガスの製造が許容されている。したがって、本許可基準についても、地方公共団体が所有する下水処理場における可燃性ガスの製造事業を営む工場であるとの公共性の高さがあるものについてのみ適用が可能となるものであることに留意されたい。

#### 1. 安全性

##### ①技術上の基準への適合確認

ガス事業法第 38 条第 2 項に規定する準用事業者として、可燃性ガス製造事業を営む工場内のガス工作物が、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）に定める技術基準に適合することについて、特定行政庁が当該基準への適合を判断し得る能力を有すると認める者により確認がなされていること。

##### ②緊急時の使用制限・停止命令等の実施

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため、地方公共団体の長がガス工作物の使用を制限又は停止するよう求めたときは、当該事業者は直ちにこれに応じなければならないこと。

## 2. その他周辺環境への影響

その他、騒音、交通量等による周辺環境への影響については、可燃性ガスの製造事業を営む工場の立地による個々の建築計画等を考慮し、周辺環境に害を及ぼさないことを総合的に判断すること。

## 第3 その他

上記第1及び第2に記載された諸手続等を円滑に進めるためには下水道部局等との情報交換を密接に行うことが必要である。このため、下水処理場等に係る様々な情報を両部局間で共有するなど、各部局間の日常的な連携を図る取組を行うことが重要である。

また、ガス事業法第47条の規定により、経済産業省地方産業保安監督部は必要に応じて事業場への立入り及び検査を行う権限を有していることから、特定行政庁が保有する各ガス工作物の技術基準に関する情報提供を行うなど、ガス事業法所管部局との連携に向けた取組みも重要である。

なお、本許可準則は可燃性ガスの製造事業を営む工場としての法第48条ただし書きの規定に基づく許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、立地する地域や各建築物等の状況から、これによることが必ずしも適切ではなく、安全上も支障がないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図りたい。